

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 29 年 1 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 29 年 1 月 11 日午後 3 時 04 分
閉 会	平成 29 年 1 月 11 日午後 3 時 35 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 木 寄 茂 巳 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼社会教育課長 : 上 田 庸 雄 教育部次長兼こども家庭課長 : 池 治 久 美 子 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 長 : 吉 田 種 司 学校教育課長代理兼人権教育推進室長兼教育研究センター所長 : 清 水 寛 之 子 育 て 支 援 課 長 : 神 志 那 隆 社会教育課長代理兼たかいし市民文化館長 : 田 中 正 博 教 育 総 務 課 主 事 : 安 岡 佑 美

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長	<p>府立学校、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を平成29年1月1日付施行で改正する旨、大阪府教育委員会教育長より平成28年12月27日に通知があったため、大阪府の規則改正に準じ、高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を改正する必要が生じた。</p> <p>今回の改定は、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、第16条の2に介護時間に関する規定が追加されたことによるものである。あわせて、第18条が条ずれにより第19条になったことを修正している。</p> <p>なお、この規則は、公布の日から施行したい。</p>
西村委員	<p>第16条の2以降が加わったということだが、具体的にどのような内容が加わったのか。</p>
学校教育課長	<p>国から育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、介護休業等については、当該法の第61条に地方公務員に関する最低基準が定められている。この中で、介護のための介護時間という制度が今回設けられたため、介護時間の新設ということで今回の改定となった。</p>
採決	可決。

・議案第2号 平成29年度全国学力・学習状況調査への参加について

<p>学校教育課長</p>	<p>本議案は、平成29年4月18日火曜日に全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的で実施している全国学力・学習状況調査の来年度の実施について、本市の参加の承認を得るものである。</p> <p>次年度実施予定の全国学力・学習状況調査については、今年度と同様に中学校3年生と小学校6年生の全ての児童生徒を対象に実施される。</p> <p>なお、実施についての要領は、概要及び今年度との主な変更点について説明する。</p> <p>評価に関する調査は、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学で実施され、主として知識に関する問題と、主として活用に関する問題となっている。</p> <p>変更点として、8ページ、下から12行目(ウ)(エ)が新たに追加された。また、その(オ)を飛ばし、丸括弧のついていないイの部分の部分が今回新たに改正されたところである。</p> <p>次に10ページのイ、各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるように、(ア)から(エ)のような調査結果を活用した取り組みを進めることができるという項目が新たに追加された。</p> <p>(ア)として、文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき集計結果データについて大学等の研究機関の研究者、または国の行政機関等の職員に対し、学術研究の振興、高等教育の振興、または施策の推進のために活用することとなっている。</p> <p>また、(イ)として、各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により小学校調査の結果等について、学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握、検証し、教育の改善充実に取り組むことができるとされており、①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること。②その他、各学校の設置管理者の判断による適切な方法となっている。</p> <p>また、(ウ)として、各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係について、継続的な把握、分析結果を踏まえた教育施策の改善充実に取り組むことができるとされている。</p> <p>最後に、(エ)の部分であるが、文部科学省においては、(イ)の方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に、生徒が平成29年度に受けた、小学校調査の個人票コードを公表することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し分析結果を提供することとされている。</p> <p>その部分については、担当課としては、(イ)と(エ)による小学校調査における児童の個人データを中学校に提供する方法ではなく、(ウ)に示されている各教育委員会において実施する教育施策の改善充実に取り組んでいくことにより対応したいと考えている。</p> <p>次に、昨年度実施した経年変化分析調査がなくなり、15ページから17ページにかけて、V.保護者に対する調査の項目が追加されている。これは、家庭の状況と児童の学力等の関係について分析するためのものとしており、本体調査を受けた児童生徒の保護者を対象に実施するものとなっている。文部科学省が抽出した学校の全児童生徒を対象となるが、本市の小中学校が対象となるかは、現時点では未定となっている。</p> <p>以上が、今年度との主な変更点である。</p>
---------------	--

	<p>また、一昨年度より市町村教育委員会の判断で個々の学校名を明らかにしまして調査結果を公表できるようになったが、担当課としては、来年度についても、今年度と同様、学校名を明らかにした結果公表をすることなく、本調査に参加し、その結果を活用して本市の小中学校の学力向上に関する取り組みの成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導の工夫改善に努めたいと考えている。</p> <p>以上のことから、平成29年4月18日火曜日に実施予定の本調査への参加について承認いただきたい。</p>
西中委員長職務 代理者	<p>2点伺いたい。1点は、10ページのイの新しく加えられたその内容の中で、調査結果について一層多面的な分析研究をとということで、特に本市ではこれについて何か行うという方向を持っているのか。</p> <p>また、もう1点、学校ごとの成績について、公表に向けた保護者の要望というようなものがあるのか。</p>
学校教育課長	<p>まず、1点目の多面的に分析研究を行っていくというところだが、本市においても、小学校全体の結果について、中学校でそれを情報収集し、どのようなところが弱いのか、強いのか等分析を現時点でも行っており、特に(ウ)の部分については、今後も充実していきたいと考えている。</p> <p>それから、もう1点について、公表に向けた保護者の要望であるが、今回も含め、各学校の平均正答率等を公表して欲しいというような要望はない。</p>
西中委員長職務 代理者	<p>イについて、大阪府というのは、非常に全国的に低学力であり、必ずしも今の現実がベターであるとは言えない。色々な関係で研究機関に委ねる等、ある程度学力の向上に向けた取り組みが必要だとは思いますが、府教委では、大学機関等に研究を委ねるということは無いのか。</p>
学校教育課長	<p>現時点で、本市教育委員会に対し、府のほうから学力・学習状況調査を大学機関等の研究機関に提供した分析というのは聞いていない。各指導主事等がこの結果を文部科学省から受けたものを分析して、市町村教育委員会に提供することで対応していると把握している。</p>
吉村委員	<p>個々の成績を、小学校の児童の個々の成績を保護者の同意の上で中学校へ提供するというのが(イ)の①にあるが、これ自体は、要するに6年の全員が1つの中学校へ行くのか、必要である児童生徒の分だけを選んで送るのか、どうなのか。</p>
学校教育課長	<p>(イ)にもあるように、各学校の設置管理者の判断の上となっており、今回の議案提案は、本市においては(イ)ということでの取り組みではなく、小学校全体での状況等の結果の分析等が中学校で活用できるような形で考えていきたいと考えている。</p>
吉村委員	<p>(ウ)の継続的把握や、小学校でこういう成績の子が中学校でこういう成績になったというのは、この学力検査の小学校6年生と中学校3年生の時しか比較できないということか。</p>
学校教育課長	<p>この全国学力・学習状況調査は、学力の一側面を検査するものである。全体的には、小中の連携を現在進めているところであり、それぞれの子供の状況については、小学校から中学校への引き継ぎを丁寧に実施している。</p>
吉村委員	<p>この学力テストは、指導の上では補助的な役割だけということで理解してよいか。</p>
学校教育課長	<p>本調査については、学力の一側面ということで、一部分は見られるが、全体的な部分、その子供自身の全体像というのは、やはりこのテストだけでは測れないものであり、それらも含めて引き継ぎ等、丁寧に行っていきたいと考えている。</p>

西中委員長職務 代理者	例えば、32年の中学校3年生の調査で非常に学力が低かったという実態が出たときに、その前の29年の学力調査の状況を見て、その3年間の指導のあり方を検討するということか。
学校教育課長	西中委員のご指摘通り、その小学校時の結果を踏まえて、中学校時の結果とを比較分析していくことが可能と考えている。 また、来年度受けた小学校6年生全体や学校全体、また市全体の状況については、中学校ももちろん把握した上で、どこが強いのか、弱いのかも含めて各学校で、中学3年生になるまで何もしないというのではなく、それぞれの弱い部分は補強していくという形で、授業等学習指導を努めていく。
西中委員長職務 代理者	その資料提供の是非を判断するのは、教育委員会ということか。
学校教育課長	個別のデータ、個票のデータについては、教育委員会が判断するとなっている。
採決	可決。

### ・報告第1号 職員の人事異動について

教育総務課長	これは、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、人事異動について教育長をして臨時代理したものである。 人事異動の内容については、12月31日付で、学校教育課の中野主幹兼指導係長兼教育研究センター所長が退職し、高石小学校教頭に着任。 また、1月1日付で清水学校教育課長代理兼人権教育推進室長が教育研究センター所長を兼任し、山崎主幹が指導係長を兼任するもの。
佐野委員長	承認する。

### ・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
佐野委員長	承認する。

### ・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成28年12月14日から平成29年1月10日までの行事について説明。
西中委員長職務 代理者	中学生のチャレンジテストについて、分析等は全部府教委がやるのか。
学校教育課長	中学校チャレンジテストについて、1年生については、国語、数学、英語の3教科、中学2年生については、国語、社会、数学、理科、英語の5教科となっている。これらについて、各学校で実施した後、府の教育委員会で採点され、分析される予定である。
西中委員長職務 代理者	データはもらえるのか。
学校教育課長	データは返ってくる。
西中委員長職務 代理者	分析は市でも行うのか。
教育部理事	基本的に、このチャレンジテストは、採点と、結果が返ってきたら、学校でこの結果に基づいて入力ソフトがあり、そのソフトに入力した上で、学校の各生徒、1・2年生の1年間の学校での評価と整合し、学校での1年間の評定を定めるという形で使用される。 また、それをもとに、この対象の生徒が3年生のとき、公立高等学校

	の入学者選抜の内申書の評定に活用されるという形になっている。
佐野委員長	承認する。

**その他委員長が必要と認めた事項**

各委員	意見なし。
佐野委員長	これで閉会とする。